

【上田市版市民参加・公開型行政評価】

「市民による事業評価」

テーマ「高齢者施策」

# 資料編 I

資料1 ..... 1

資料2 ..... 3

資料3 ..... 5

資料4 ..... 7

「市民による事業評価」

【評価対象事業の選考理由】

テーマ名称	高齢者施策
-------	-------

【選考理由】 次の3点を基本として選考しました。

- 1 「審議の視点」である「生涯を住み慣れた地域で暮らすためにはどうしたらいいのか」を審議するために必要となる、市で実施している事務事業であること。
- 2 国等の法律や制度に基づき実施している事務事業であり、市単独では見直し等ができていく事業は、対象外とすること。
- 3 「審議の視点から見た課題」または「事務事業単体の課題」があると考えている事務事業であること。  
個別の事務事業については、高齢者に対する行政サービスの中で、その位置付けや事務事業同士の関連性も知っていただく中で御意見をいただきたい。

事務事業名		課題等
1	家庭介護者慰労金支給事業	<ul style="list-style-type: none"><li>・現在のサービスの状況、慰労金の持つ実質的な役割を考慮すると家族介護者にとって物心両面から必要性が高い事業と考えられる。</li><li>・ただし、今後在宅で暮らすためのサービスの充実に合わせて、縮小や実質的な事業への転換など事業のあり方を検討することが必要。</li></ul>
2	敬老祝金支給事業	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域社会を支えて来られた方に対する長寿を祝福するという意義は、事業開始当初から現在までも変わらないものと考えられる。</li><li>・しかし、長野県の女性の平均寿命が87.18歳となるなど高齢社会の状況を踏まえ、対象年齢等についても検討する時期に来ていると考える。</li></ul>
3	上田市高齢者福祉センター 丸子老人福祉センター 真田老人福祉センター 武石老人福祉センター	<ul style="list-style-type: none"><li>・生きがいや健康づくりを目的として設置され運営されている施設であり、高齢者福祉の活動の拠点となっている。</li><li>・しかし、利用者数は年々減少傾向にあるため、利用者増加のため、高齢者にとって魅力ある施設とするにはどうしたらよいか検討する必要がある。</li></ul>

4	生きがい対応型デイサービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の孤立化や閉じこもりを防止し、自立した日常生活を送るための支援を行う重要な事業と考えている。</li> <li>・しかし、利用者は減少傾向にあるため、周知方法、さらには事業内容の見直しが課題となっている。</li> </ul>
5	在宅介護者リフレッシュ事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭介護者にとって、介護から離れ、日常とは違った場所で悩みを語り、共有することは介護者の孤独感を解消するとともに虐待予防にも繋がるため、重要な事業と考える。</li> <li>・しかし、参加者が固定化する傾向があり、事業効果が限定されていることが課題となっている。</li> </ul>
6	徘徊高齢者家族支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・徘徊により行方不明となった高齢者の居場所を早期に発見し、保護するためには有効な手段であると考ええる。</li> <li>・しかし、利用者数が伸び悩んでおり、徘徊や認知症のある高齢者に常にGPS端末を携帯させるという不便さがあるが、さらに利用促進を図ることが課題となっている。</li> </ul>
7	高齢者介護保険利用料助成給付事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低所得者対策として、必要な施策であると考ええるが、当市では世帯及び本人の所得状況のみで決定しているため、対象者数は県内で第1位となっている。</li> <li>・本制度は市単独事業であり、対象者及び助成金額が年々増加する状況なので、市財政への影響の視点からも制度のあり方を検討する必要があると考える。</li> </ul>

○上田市敬老祝金条例

平成18年3月6日

条例第122号

(目的)

第1条 この条例は、本市に居住する高齢者に対し、敬老の意を表しその長寿を祝福するために敬老祝金（以下「祝金」という。）を贈ることを目的とする。

(資格)

第2条 祝金は、その年の9月1日現在市内に住所を有する者であって、その年の4月1日から翌年3月31日までの間において88歳及び99歳に達するもの並びにその年の4月1日において99歳を超えているもの（以下「受給者」という。）に支給する。

(祝金の額及び支給日)

第3条 祝金の年額は、次の各号に掲げる年齢の区分に応じて当該各号に定める額とする。

(1) 88歳に達する者 10,000円

(2) 99歳に達する者及び4月1日において99歳を超えている者 30,000円

2 支給日は、毎年9月1日から9月30日までの間において市長が定める日とする。

(遺族への支給)

第4条 9月1日から支給日までの間に死亡した受給者の祝金は、前各条の規定にかかわらずその遺族に支給する。

(受給の特例)

第5条 既に受給した祝金は、受給者が支給日の翌日から翌年3月31日までの間に死亡した場合においても、返還することを要しない。

(補則)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年3月6日から施行する。

## ○敬老祝金支給実績

(単位:人)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
88歳	640	637	710	762	787	855	902
99歳	40	55	52	55	64	62	60
100歳	23	31	42	33	45	42	47
101歳以上	36	44	46	64	69	80	85
合計	739	767	850	914	965	1,039	1,094

## ○後期高齢者の年齢別推移

各年度末 (単位:人)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
75歳	1,714	1,814	1,699	1,639	1,767	1,675	1,784
80歳	1,587	1,488	1,533	1,511	1,530	1,486	1,573
85歳	910	932	1,003	1,108	1,124	1,232	1,152
90歳	438	461	471	470	538	553	602
95歳	145	143	156	161	153	176	198
100歳以上	51	59	70	81	90	99	107
合計	4,845	4,897	4,932	4,970	5,202	5,221	5,416

# 上田市高齢者(老人)福祉センター位置図

